社団法人東村山法人会報

向日葵 ひまわり

第223号
平成24年10月号

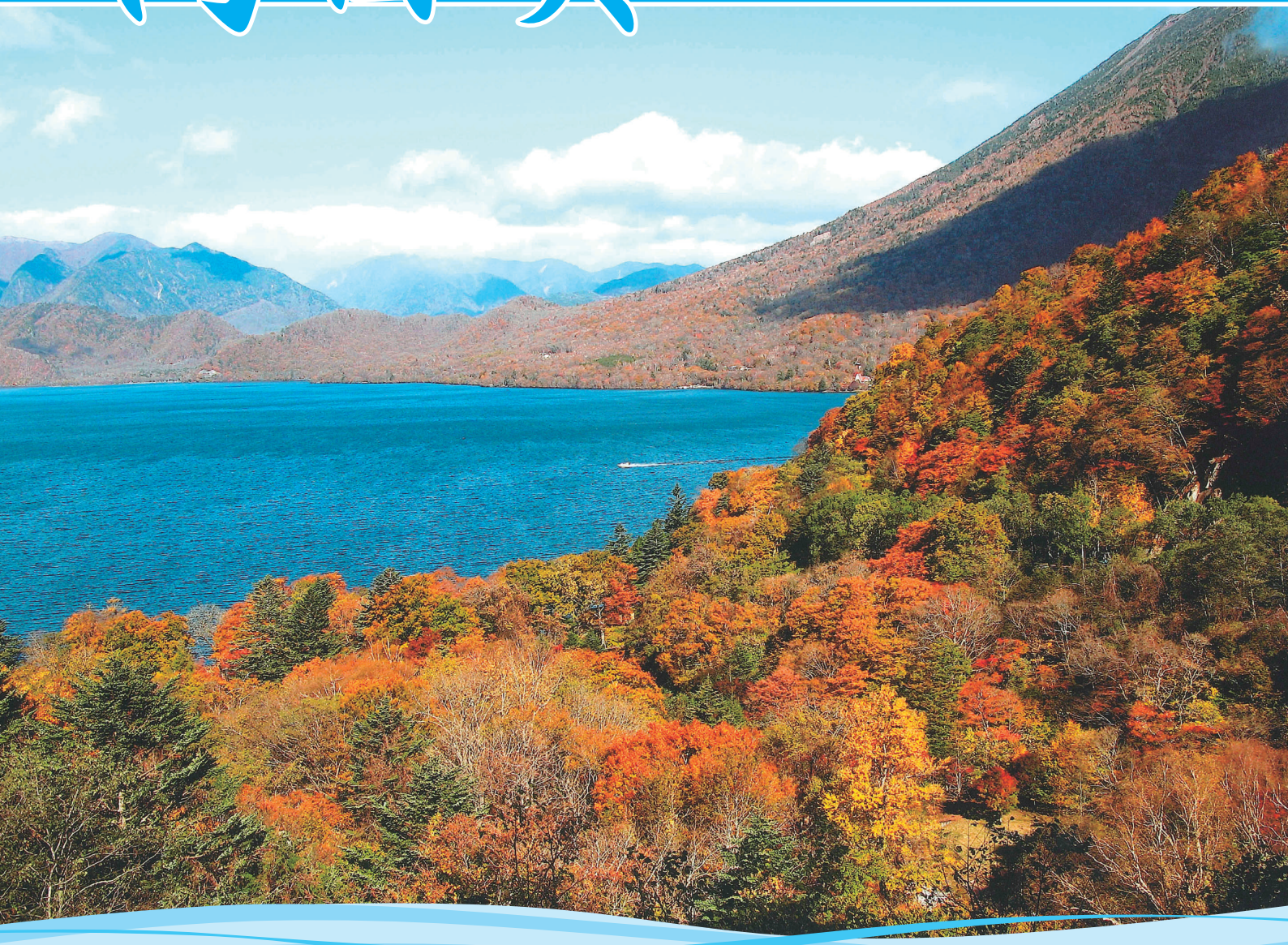

今月の表紙：日光 中禅寺湖／写真：西東京市 新井豊行さん 提供

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム・・ 2—3
税務署だより・・・・・・・・・・・ 4—5
地域の名所・・・・・・・・・・・・・ 6
地域のイベント情報・・・・・・・・・ 7
新春講演会のご案内・・・・・・・・・ 8
租税科学教室報告・・・・・・・・・・ 9
ｅＬＴＡＸ講習会報告・・・・・・・・ 10
社労士ｃｏｌｕｍｎ・・・・・・・・・ 11
会社紹介・・・・・・・・・・・・・ 12
売れ残る産業用地の
利用促進を図れ・・・ 13
新入会員紹介・・・・・・・・・・・ 14
人人・・・・・・・・・・・・・・・ 15
東村山法人会セミナーのご案内・ 16
ブロック等活動状況・・・・ 17—18
東村山駅ベンチ設置の報告・・・ 19
法人会行事のご案内・・・・・・ 20

社団法人東村山法人会
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

ちょっと知りたい税理士コラム

貸借対照表でわかる財政

1 前回の復習

前回、決算書は２種類の書類で構成されていることを説明しました。１つは貸借対照表、もうひとつは損益計算書でした。

今回は、その中でも事業の財政状態を表す貸借対照表を説明したいと思います。

決 算 書

- 貸借対照表
- 損益計算書

2 財政状態ってなに？

財政という用語は「我が国の財政」とか、「東村山市の財政状況」など、私たちも普段からよく聞く言葉です。ただ、この財政状態という言葉、いまひとつピンと来ないし、改めて「財政状態とは？」と聞かれても、ムズカしく感じるかもしません。台所事情や懐(ふところ)具合と言い換えると、少しはわかりやすくなると思います。

貸借対照表は、この財政状態をわかりやすく表示する一覧表をいいます。

3 まずは財布の中身から

財政状態を知る上で、まず、事業として所有している財産などすべてを把握します。

この「持っている財産など」を「資産」といいます。私たちも、資産をたくさん持っている人を資産家と呼んだりします。まさしくこの場合の資産と同じ意味です。

資　産

現金・預金・商品
原材料・売掛金・貸付金

固定資産　車・機械
建物・土地

資産には、現金や預金はもちろんのこと、商品や原材料、車や不動産などがあります。不動産のことを、固定資産といいますが、これも資産の一部ですね。

また、売掛金や貸付金など、あとでお金をもらう権利も立派な資産です。

4 比較 イズ マネー？

上記のように、資産にはいろいろな種類があることがわかりました。種類ごとに数え方も違います。しかし、決算書はすべての事業が比較できるように作成しなければなりません。

たとえば「私の資産は、商品５個と車２台です」などと言われても、ピンとこないですよね。そこで資産の大きさを、すべてお金(円)で表現するように統一し、どの事業も金額で比較できるように表示することになっています。外貨や外国にある資産も、すべて日本円に換算します。

また、資産以外も、決算書はすべてお金(円)によって、その大きさが表示されます。

5 どうして資産を持ってるの？

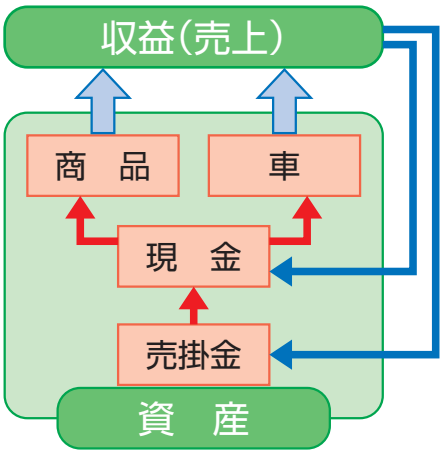

資産を別の観点から見てみましょう。

まず事業は収益(売上)を上げてナンボです。収益を上げるためには、その元になるものが必要です。たとえば、小売業では、お客さんに渡す商品がなくては、売上は上げられません。その前に、商品を仕入れるためのお金が必要です。また、販売した商品を配達するためには、車も必要です。このように資産とは、収益を上げるために、その姿を変えながら持っているもの、ということになります。

ここから資産とは、「収益を産(う)む資(もと)になるもの」と言えます。

状態

決算書は「貸借対照表」と「損益計算書」の２種類で構成されています。
今回はそのひとつ、貸借対照表を説明します。

税理士　古田 八州

また、商品が売れたら、その収入は現金という形で資産に戻っていきます。

6 資産だけではわからない

何をするにも、資産はたくさん持っているほうがいいですよね。

たとえば、Ａさんは現金を1,000万円、Ｂさんは１億円持っていたとします。この時点では、Ｂさんの方が安定して事業を経営できると予想できます。

では、Ｂさんに9,800万円の借入金があったらどうでしょう。判断はがらりと変わるのではないでしょうか。

このように借入金や買掛金など、将来支払わなければならないものを「負債」といいます。

資産・負債というプラスとマイナスの情報を両方とも表示することにより、財政状態のボリュームとバランスを表示できるようになります。

7 負債は少ない方がいい？

負債が多い事業は心配かもしれません。しかし、負債の大きさだけでは財政状態を判断する材料としては不足しています。資産と負債のバランスは業種や業態によっても異なります。

確かに負債はないけど、事業に必要な資産も少なければ、事業を拡大するのに時間がかかり、せっかくのチャンスを逃してしまうかもしれません。あくまでバランスの問題だと考えてください。

8 事業のモトのモト？

もうお分かりかと思いますが、事業の元になる部分は、すべての資産（総資産）から、すべての負債（総負債）を差し引いた残りの部分です。この部分を資本といいます。

Ａさん

資　産	資　本
1,000万円	1,000万円

Ｂさん

資　産	負　債
１億円	9,800万円
	資　本
	200万円

先ほどのＡさん、Ｂさんの例で言うと、図のようになります。

資本は、事業において「資（もと）の本（もと）」ということができます。この資本は、株式会社であれば株主の持っている部分になります。また、この資本のことを、純資産と呼ぶようになりました。

このように、資産・負債・資本が財政状態を示し、それを表示することが貸借対照表の役割となっているのです。

9 紛らわしい用語

紛らわしい用語が並んだので、復習しておきましょう。

資　産＝収益を産（う）む資（もと）　※固定資産など
資　本＝資（もと）の本（もと）　※株主や出資者の持分
純資産＝総資産－総負債　※資本と同じ

10 まとめ

紛財政状態は、資産・負債・資本（純資産）の３つの要素で表現されます。

この財政状態をわかりやすく表にしたものが、貸借対照表です。

この機会にみなさんの会社や事業の貸借対照表を、一度ご確認いただければと思います。

Profile | 古田 八州

東京税理士会東村山支部所属

システム会社勤務後、複数の会計事務所を経て平成19年開業。コンピュータを利用し、経営全般をサポートする会計事務所を目指す。
現在も柔道の稽古に励む一男一女の父。

保有資格　■第１種情報処理技術者　■ＡＦＰ　■販売士１級　■柔道三段

所 在 地　東久留米市前沢2-4-7　ＴＥＬ　042-444-0481

e-mail　yashimaf@nifty.com

税務署だより

平成24年分給与所得の年末調整等説明会のお知らせ

源泉所得税の徴収及び納付につきましては、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本年も年末調整の説明会を下記のとおり開催いたします。ご多忙中誠に恐縮ですが、ご出席くださるようお願い申し上げます。

開催日時	会場	対象地域
11月9日(金) 13:30～15:30	東久留米市役所701会議室 東久留米市本町3-3-1	東久留米市
11月13日(火) 13:30～15:30	保谷こもれびホール1階メインホール 西東京市中町1-5-1	西東京市
11月14日(水) 13:30～15:30	ルネこだいら中ホール 小平市美園町1-8-5	小平市
11月16日(金) 13:30～15:30	東村山市中央公民館ホール 東村山市本町2-33-2	東村山市
11月20日(火) 13:30～15:30	生涯学習センター7階アミューホール 清瀬市元町1-2-11	清瀬市

ご注意

1. 会場の都合がありますので、なるべく対象地域の会場にご出席ください。
2. 説明会用の駐車場はありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

問合せ 東村山税務署　法人課税第2部門　TEL 042-394-6811

税務署へのお問い合わせは、音声案内にしたがって「2」番を選択してください。

申告・納税は簡単・便利なe-Taxで！

電話の上、音声案内に従ってください。電話相談センターの相談員がお伺いします。 | 東村山税務署：東村山市本町1-20-22 TEL：042-394-6811

源泉所得税の毎月納付手続は

e-Taxを利用した**ダイレクト納付**が便利です

（電子証明書やインターネットバンキングの契約は不要）

▶ ダイレクト納付とは

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して電子納税することができる方法です。

税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能です。

電子申告等の利用回数の多い手続には、**税務署や金融機関に出向くことなく納付が可能になり便利です**（源泉所得税の毎月納付手続など）。

▶ ダイレクト納付の利用のために

e-Taxの利用開始のための手続が必要となるほか、**ダイレクト納付利用届出書**を所轄の税務署に書面で提出する必要があります。

▶ 源泉所得税のe-Taxを利用したダイレクト納付のイメージ

❶ 徴収高計算書（納付書）の作成・送信

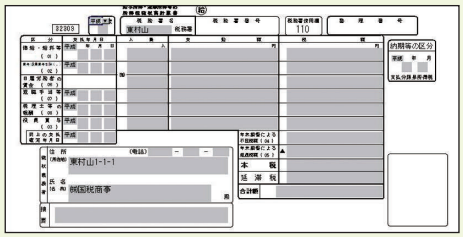

❷ メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択

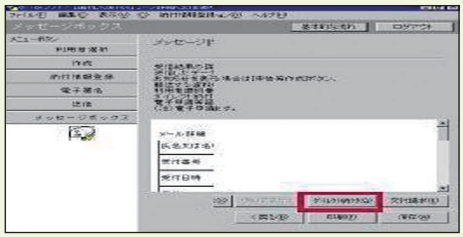

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp　イータックス　検索

国税に関する最新の情報は、国税庁ホームページへ

小平市「鈴木稲荷神社」

地域の名所

享保８年(1732年)8月に開発願を時の代官岩手藤左衛門役所に差し出して、翌９年の５月に他の諸村とおなじにようやく開発許可が下りて永年の宿願がここに達せられた。本村の武州多摩郡貫井村(現在小金井市貫井町)に鎮座していた稲荷神社を新田の鎮守として勧請したのがこの下鈴木稲荷神社である。本殿は白塗りの土蔵造りで外側の土壁には象や狐が彫刻されている。これは明治初期のもので田無村の左官職新倉安佐衛門の作である。

明治６年(1873年)に村社の列せられ、明治40年５月神饌幣帛料供進神社(しんせんへいはくりょうきょうしんじんじゃ)に指定された。この社殿は昭和36年４月から６月にわたって屋根の葺替及び昭和40年に大修繕が行われて現在に至っている。

DATA

- 名　称：鈴木稲荷神社
- 所　在：小平市鈴木町1-500
- 主なもの
  - ●金刀羅宮：本殿北側の小屋の中にあり、みごとな彫刻が施されている。
  - ●常　夜　灯：嘉永元年(1848年)造立で願主は関口平左衛門、深谷辰右衛門、斉藤佐右衛門
  - ●かやの大木：御神木
  - ●松の大木：埼玉県深谷から入植した。深谷勘兵衛は出身地から3本の松を持って来てそれぞれ海岸寺、稲荷神社及び自分の屋敷に植えた。このうち稲荷神社の松だけが残っていたが(平成23年2011年)撤去した。
- 祭　神：倉稲魂命(うかのみたまのみこと)
- 摂末社、金刀羅社、稲荷社、須賀社、天神社、榛名社

－都税についてのお知らせ－ 不動産公売のお知らせ

主税局では、不動産などの財産を入札の方法で売却(公売)しています。

公売予定日	11月20日（火）
公売物件	東京都主税局ホームページまたは都庁第一本庁舎19階に設置している「不動産等公売案内」をご覧ください。
会　　場	都庁第一本庁舎４階北側第二入札室
入札時間	午後1時00分　～　午後2時00分
実施機関	主税局徴収部
お問い合せ	主税局徴収部機動整理課公売係 TEL：03-5388-3027

※公売物件は変更される場合があります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

東京都主税局ホームページ　http://www.tax.metro.tokyo.jp/　東京都　公売　検　索

地域のイベント情報

東村山

保育フェスタ2012 共に育てよう 子供の笑顔

日　時　10月27日（土）午前10時～午後４時

場　所　いきいきプラザ１階ロビー及び入口周辺

内　容　市内の認可保育園を中心に、各保育園の子育て支援事業等について紹介する「保育フェスタ」を開催します。内容　手作りおもちゃ、健康体育、保育士による出し物ほか

お問合せ　第三保育園　TEL：042-394-5800

主　催　東村山市保育展実行委員会

小平

NPOフェスタ in 元気村2012

ＮＰＯフェスタは市民活動の見本市です。今年のキャッチコピーは、「元気村まつり」です。楽しみながら身近な活動に触れてください。

日　時　10月28日（日）午前10時～午後４時

参加費 無　料

場　所　小平元気村おがわ東　※駐車場はありません。

内　容　展示、音楽・踊りの実演、体験ワークショップ、喫茶、子ども向けイベント、東日本大震災復興支援に向けたチャリティ企画

※小平元気村おがわ東にある施設の祭り「元気村ひろば」を同時開催します。

▼ 詳細は、以下の関連リンク「小平市民活動支援センターあすぴあ」のホームページをご覧ください。

お問合せ　小平市民活動支援センターあすぴあ　TEL：042-348-2104（月曜日、祝日を除く）

清瀬

清瀬市農業まつり

地元清瀬産の新鮮な野菜や植木・花などを堪能していただくとともに、広く紹介する「清瀬市農業まつり」を開催します。

日　時　11月17日（土）・18日（日）午前９時～午後４時

直接会場へ どうぞ!!

場　所　コミュニティプラザひまわり（清瀬市下清戸一丁目）

※会場には駐車場・駐輪場があります。
　また、11月18日には、清瀬駅北口から会場付近まで、無料送迎バスをご利用いただけます。

内　容　清瀬産野菜や花・植木の即売、優れた農産物が出品される農畜産物品評会と出品物の販売、野菜で作られた宝船の公開と使用された野菜のチャリティー配布、苗木・鉢花の無料配布など

お問合せ　清瀬市役所市民生活部産業振興課　TEL：042-492-5111

主催：社団法人東村山法人会　　協力：西東京グラウンド・ゴルフ協会

グラウンド・ゴルフ大会

参加費無料

開催日時　平成24年11月22日（木）※雨天中止

予定　受付時間：９時～　開　会　式：９時30分～
競技開始：９時40分～　表彰/閉会式：12時～

場　所　西東京市向台運動場
（西東京市向台町5-4-44）駐車場あり

定　員　100名（先着順で締め切ります）

申込締切　11月15日（木）

表　彰　個人賞（男女別）上位１位～５位、全員に参加賞

※申込等、詳しくは東村山法人会へお問い合わせ下さい。TEL 042-394-7654

平成25年新春講演会のご案内

皆様のご来場をお待ちしています

講　師　第29代航空幕僚長　田母神　俊雄　氏

日　時　平成25年１月10日（木）　午後３時開講

会　場　立川グランドホテル（立川市曙町２-14）

参加費　無料（どなたでも無料です）

お問合せは：東村山法人会事務局　TEL 042-394-7654

▲ 税金クイズで大盛り上がり

▲ ＤＶＤ放映中

租税科学教室

親子で税金と星空を勉強

９月２９日（土）、（社）東村山法人会主催の租税・科学教室を西東京市芝久保にある多摩六都科学館において、東京税理士会東村山支部の協力を得て開催しました。

東村山法人会では、青年部会企画による小学生を対象とした租税教室を２年前より行ってきましたが、３年目となる今回は、社会貢献委員会（三沢委員長）と青年部会（塩月部会長）の協同事業とし企画しました。

今回の租税・科学教室は、午前と午後の２部に分け、それぞれの部に小学生とその同伴者を含む１００名を招待し、まず約１時間の租税教室に参加してもらい、その後に科学館のイベントである大型映像（科学映画）とプラネタリウムに招待するというものでした。

３回に亘る事前会議と現地見学を行い周到に準備した後、受付等を社会貢献委員会が、租税教室を青年部会が分担して開催しました。

当日は前日の雨天から一転して快晴。小学校の運動会や地区のスポーツ大会と重なるというやや厳しい条件となったものの、午前・午後ともにたくさんの小学生と父兄の方々に来て頂きました。

午前の部は、１０時に小川会長の挨拶から開始。引き続き税理士会の先生を講師とした租税教室が始まりました。租税教室ではまず、税金の無い国を題材にしたアニメを鑑賞後、今見たアニメを題材等にしたクイズにみんなで答えながら身の回りの税について参加者全員で勉強しました。

租税教室終了後は青年部会のお兄さんから参加者全員に科学館特製のグッズがプレゼントされ大変喜んでもらえました。

▲ 租税科学教室の会場受付

▶ 駐車場受付にて

その後、招待者の皆さんは今年度リニューアルしたばかりの多摩六都科学館自慢の大型映像とプラネタリウムを鑑賞し今度は科学について勉強しました。

午後は、１時からの中島副会長の挨拶後、租税教室を開始。午前の部と同じく招待者全員に楽しんで税について学んでもらえました。

社会貢献委員会の委員そして青年部会の部会員の皆様には一日、熱い中での駐車場勤務、慣れない受付、年齢性別の違う沢山の子供の相手などお疲れ様でした。

eLTAX講習会報告

▶CDを使用した講習会

平成24年8月8日(水)法人会館においてeLTAX(エルタックス)講習会が初めて開催されました。

eLTAXとは、地方税に関する総合窓口としてインターネットを通じて広く利用するためのシステムです。

東京都主税局立川都税事務所の佐藤伸哉氏が講師としてeLTAXの利用開始手続き、申告データ作成方法について専用CDを使用、体験しながら約2時間の講習会でした。窓口への持参や郵送することなく自宅やオフィス等のパソコンからインターネットで申告できるこのシステムです。是非活用して下さい。

中小企業会計普及セミナー報告

◀平野泰嗣先生

平成24年9月14日(金)法人会館において東村山法人会と独立行政法人中小企業基盤整備機構共催による「平成24年度中小企業会計啓発・普及セミナー会計を経営に活かす」が開催されました。中小企業診断士の平野泰嗣先生を講師に迎え、中小会計要領に基づいた適切な会計処理による決算書を作成することの意義・必要性及びそれを実務に活かし経営力を高めるためのポイントについて3時間にわたり具体的に解説されました。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

所得税の確定申告期間中はe-Taxが**24時間利用**※できるので、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続きが行えます。

※メンテナンス時間を除きます。

電子申告で効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

- 平成23年分は最高4,000円 平成24年分は最高3,000円の税額控除※1
- 添付書類の提出省略※2
- 還付がスピーディ

※1 平成19年から平成24年分の間でいずれか1回
※2 5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ イータックス 検索

社労士column

コンプライアンスと企業倫理こそ経営安定の本道

1. 最近、労働局の監査において「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金」の不正受給で摘発される事業所が増加しております。

2. リーマンショック以降、デフレの進行や外国企業の躍進、３.11等の災害により売り上げが激減して経営悪化が進む中、従業員の雇用を維持するために、あえて事業所都合で従業員を休業させた場合に受給できる助成金です。

3. 事前に休業計画を立案し、その遂行状況を定期的に管轄ハローワークに報告する都度、助成金の受給が認定される仕組みになっています。

4. しかし、休業予定日に従業員を労働させていることが監査の結果判明すると、全額返還命令、会社名公表、そしてきわめて悪質な場合は、懲役刑が科されることになります。

5. この助成金の原資は、多くの事業所がきちんと納付している雇用保険料の一部が財源となっており、受給要件が具備されても申請していない事業所も相当数にのぼります。

6. 全額返金によるキャッシュフローの悪化、会社名公表による得意先からの取引解除、そして事業主及び不正受給にかかわった従業員の逮捕等は、事業の継続や事業所の存続及び全従業員とその家族の生活維持に大変に深刻な打撃を与えることは言うまでもありません。

7. 受給申請の専門家である社労士、顧問税理士や取引金融機関などの外部のプロフェッショナルと十分に協議を重ねた上に、「合理的で綿密な経営判断と適正かつ適法な手続き」を実行できない場合は、申請を控えるべきであります。

8. 最後に、万一不適正な手続きで受給してしまった場合は、コンプライアンスと企業倫理に従い、自ら行政庁へ申告されることを強くおすすめいたします。なぜなら、受給した事業所への監査は必ず入りますので。全て露見するものとお考えください。

筆者紹介　石津　雄美（いしづ　たかよし）

H.24.9.1現在

石津社労士事務所　所長［特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属］
オールフォーオール　代表［経営コンサルタント、損保ジャパひまわり生命保険(株)、エイ・ワン少額短期保険(株)代理店、
国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、板橋青色申告会会員、
東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツー㈱代理店、
Ｏ３Ｓ(ワンストップソリューションサービスチーム＝ＡＦＡＣ主宰]

略　歴

●昭和53年：中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
●保有資格：特級一般、ライフ・コンサルタント(生保協会)、
年金アドバイザー３級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
●平成18年：第１回個別労働紛争解決手続代理業務資格－特定社労士資格取得

事務所

所　在　地　〒185-0002 国分寺市東戸倉２-３-43
ＴＥＬ/ＦＡＸ　０４２-３２１-２５８６
携帯ＴＥＬ　０９０-１７３８-７９９１
ｅ-ＭＡＩＬ　07159596012@jcom.home.ne.jp
携帯ＨＰ　http://www.just.st/7162591

会社紹介

南部空調株式会社

常に快適な空間を維持していく、アメニティ環境の創造の南部空調

▲ 代表取締役　苗代幅明夫さん

南部空調(株)は昭和59年に私の出身地である岩手県二戸市(旧南部藩)から南部の名称を頂いて東村山市青葉町で家内と二人で自宅の1室を事務所にスタートしました。

当時の住宅空調は現在のようにエアコンは1部屋に1台取り付けるという時代ではなく1家に1台ついているかどうかでした。空調専門の設備会社も多摩地域に数社しかありませんでしたがこれからは人間の健康、そして快適な生活には空調は絶対不可欠であると考え将来性の高い仕事になるとの想いで独立しました。

お陰様で本当にお客様に恵まれまして当初から地元のエンドユーザー、そして有力な工務店、建設会社のお引き立てを頂きまして1年中忙しくお仕事をさせて頂きました。

平成3年には現在の会社の所在地である東村山市恩多町に倉庫付の事務所を購入し移転し現在に至っております。

今年で早くも創業から28年経ちました、15年前から弊社のメインの取引会社である空調機トップメーカー、ダイキン工業(株)さんから空調設備工事特約店の認定を頂き空調、換気、給湯設備に現在は太陽光発電も含めた空調設備の専門会社として地元のオンリーワンの会社を目指して頑張っております。

営業方針は「完全な仕事」、24時間365日サービス受付対応」です。機器や工事を売るのではなく快適な環境と、安心を提供する会社でありたいと考えております。

今後は今までの多くの住宅、店舗、ビル、工場等の工事、サービスの経験、技術を生かし節電、省エネの対策を含めたトータルに安全、安心、快適な空調設備をご提案していきます。

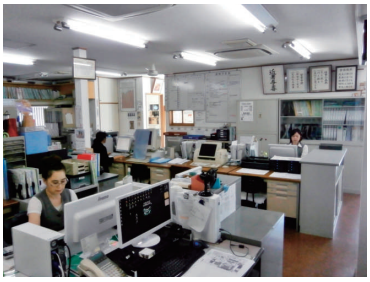

オフィス▶

●皆様ぜひお越し下さい

南部空調株式会社

〒189-0011　東京都東村山市恩多町5-27-4

TEL：042-393-8390　FAX：042-394-7876

http://www.nanbu-kuchou.co.jp/

売れ残る産業用地の利用促進を図れ

経済ジャーナリスト　柏木慶永

国内にある産業用地・工業団地が売れ残り、関係者は頭を抱えている。企業の生産拠点の海外移転の加速に加え、東日本大震災と原発事故による立地計画の断念が影響している。今後、電機、半導体などの工場閉鎖もあり、未利用の工場用地がさらに増える可能性がある。中小企業基盤整備機構（中小機構）の産業用地、地方自治体が独自に造成した工業団地の在庫面積は11年度末で山手線内の約２倍に当たる１万5000ヘクタールを超える。行政を中心に抜本的な販売、利用促進策を打ち出さなければ、不毛地になりかねない。

中小機構、13年度末完売は困難に

中小機構の産業用地は、旧地域振興整備公団（1974年発足）の前進である産炭地振興事業団（62年発足）時代から開発・造成されてきたもので、200団地分、造成面積9666ヘクタール、販売対象面積6310ヘクタールに上る。このうち12年３月末までの49年間で完売したのは163団地。実際に販売（賃貸含む）したのは5716ヘクタールで、37団地の594ヘクタールが売れ残っている。

年間の販売実績はリーマン・ショック以降、減少が著しい。09年度はわずかで17ヘクタールに過ぎず、05年度の170ヘクタールの10分の１だ。10年度に30.9ヘクタール、11年度37.4ヘクタールと徐々に増え、12年度第１四半期（４－６月）は57.5ヘクタールまで回復した。この状況が続くかは不透明だ。

中小機構の産業用地は法律で2014年３月末までの完売が定められている。中小機構法の付則では保有用地の分譲について「効率的な分譲体制の確保、広範かつ多様な営業活動、企業ニーズを踏まえた分割整備や価格設定等の総合的な分譲策を講じることなどにより、平成26年（2014年）３月までに終了する」としている。また分譲が進まない産業用地については「関係自治体等と協議し、産業用地ごとに具体的な成果が見込まれる譲渡方策を検討・実施する等、あらゆる抜本的対策を講じる」とあるからだ。

そのため現在検討されているのが①超低価格で地元自治体へ売却②一般競争入札で民間に売却―などだ。競争入札は団地が虫食い状態で売れ残っているために、購入者にとって活用しにくい。となれば自治体への売却が自然となる。とはいえ自治体も自前の工業団地の販売に手を焼いており、超低価格とはいえ厳しい財政の中で余分な土地を抱えることになり、住民の理解を得られない。その中で東日本大震災による仮設の住宅、商店、ホテル、工場などで中小機構の産業用地を提供しているものについては、そのまま自治体に供与することになると見られる。

工場の海外移転、大震災でブレーキ

元々、産業用地は地域振興、産炭地振興を目的に工業団地として造成し、企業誘致で雇用を確保し、地域の活性化を図るためのものだった。高度成長時代にはそれが機能し、多くの製造業が地方に工場を建設した。だが、今や電機をはじめ自動車など基幹産業はグローバル競争に突入、生産拠点を国内から海外へシフトする動きを強めている。人件費増、高い法人税、少子高齢化による市場縮小、急激な円高、原発事故による電力コスト増など、国内における経営環境の悪化が背景にある。さらに、液晶テレビや半導体業界は新興国企業の追い上げで国内生産から撤退する企業が相次いでいる。

こうした状況の中で、政府は東日本大震災の復興促進策の一環として、11年度に「国内立地推進事業費補助金制度」を設け、第３次補正予算で2950億円を計上した。今年２月の１次公募での採択件数は245件（うち中小企業81件）で、補助金総額は2023億円。２次公募では７月に265件（うち中小企業164件）を採択、補助金総額は約978億円だ。この補助金制度を活用する企業が産業用地に立地すれば、新たな経済効果を生むことが期待できる。

12年３月末現在における中小機構、自治体など公的な産業用地・工業団地は全国で901団地、総計画面積８万4500ヘクタール。このうち実際の分譲対象は３万1700ヘクタールだが、約半分の１万5000ヘクタール超が売れ残っている。中小機構では分譲価格の値下げ、長期の割賦、融資などの促進策を行っているが、成果は乏しい。中小機構の関連会社、中小企業・地域シェアドサービス（東京都港区）では、約100の自治体の工業団地情報を無料でホームページに掲載し、販売サポートに乗り出した。

在庫となっている産業用地を放っておくわけにはいかない。売れ残れば国が抱え込み、国民負担が増すことになる。用途変更など規制緩和政策を総動員した新たな活用策が必要だ。企業の国内立地を維持するためにも、政府や自治体が企業の経営リスクを減らし、利用しやすい産業立地政策を打ち出すことが求められる。

筆者紹介　柏木　慶永（かしわぎ　よしなが）

経済ジャーナリスト（日本記者クラブ会員）。
1969年日本大学法学部新聞学科卒。日刊工業新聞社で、編集局科学技術・第一・第二・各部長、電子メディア局長、執行役員総合事業局長、同業務局長、同論説委員長を歴任。

法人会にご入会下さい

1 法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

①税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談会を開催しております。
決算期法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e−Tax講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
②本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を行なっています。

2 法人会は幅広い相互扶助事業を行なっています

①生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
②特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
③経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3 法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国100万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行なっています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合せ　東村山法人会　TEL 042-394-7654

新入会員紹介

自 平成24年7月1日～至 平成24年8月31日

所属支部名	所　在　地	法　人　名	代表者氏名	業　　種	電話番号
東村山第5支部	東村山市恩多町3-9-12	(株)山根保険事務所	山根　直哉	保険代理業務	042-392-1660
東久留米第3支部	東久留米市本町2-2-5サンクレスト103	(特非営)緩和ケアサポートグループ	河　　正子	非営利事業	042-420-4008

寄稿

風まかせ

安岡正篤(やすおかまさひろ)さんの「思考の三原則」をご紹介させて頂きます。

「思考の三原則」

私は物事を、特に難しい問題を考えるときには、いつも三つの原則に依る様に努めている。
第一は、目先に捉われないで、出来るだけ長い目で見ること。
第二は、物事の一面に捉われないで、出来るだけ多面的に見ること。
第三は。何事によらず枝葉末節に捉われず、根本的に考えること。
歴代の総理など、大物と言われる人ほど教えや意見を求めていたそうです。

記：広報委員　正岡武幸

人人

ひとひと

二代目の矜持

青年部会長（田無第1支部）

塩月　哲朗さん

1、今までの自分

父が現在の西東京市（旧田無市）に株式会社塩月産業を創業し、地元密着の不動産会社として着実に基盤を築いてきました。創業当時は父と母の二人しかおらず、小学生であった私も時々、お茶汲みや留守番などを手伝う時もありました。気づいた時には商売をすることは当たり前のように考えていましたし、本当は人見知りで意外と取っ付きにくい性格をカバーして余りあるほどの経験値を稼ぐことが出来ました。

父の努力、母の協力で現在の会社があり、その二人の愚息ではありますがこのような環境を作っていただいた事、多くの経験を積む為に協力していただいた事は大変な幸福であり、大変感謝しています。ただその反面、会社を継承すると言う事は重大な責任を負うという事であり、家族や社員の生活も考えなくてはならないと言う事、舵取りひとつ間違えることは許されないという事です。更には今まで築いてきたお客様や地域の信頼と負託に確実にお答えしていく事、日本や地域を取り巻く状況は段々と厳しくなっていますが、会社を堅実に運営していかなければならないという重責をも担っていかなくてはなりません。

振り返れば二代目として事業を継承する覚悟を決めた時が、厳しく険しい道程のスタートだったと思います。現在は取締役専務として従事しておりますが、その頃の私は現実を甘く考えていたのかもしれませんが、がむしゃらに前に進むことだけを考えていました。また、今考えると恥ずかしいのですが、「門前の小僧、習らわぬ経を読む」的な感覚で、子供の頃から商売に慣れ親しんでいた私には、生活の延長線上が仕事になったに過ぎず、出来て当たり前、出来ないなんで考えた事もありませんでした。私が父の会社に入社した時にはすでに確かな事業基盤が出来上がりつつあり、将来の事業継承者が入社することは、従業者から見ると扱いが難しかったことは容易に想像することが出来ます。入社して暫らくは大人しかったのですが、事業の方向性やありかたについて衝突することもしばしばで、母や社員に大変迷惑をかけていたなと恥ずかしくもあり、反省をすることもあります。

2、今の自分

最近、父も七十歳を超え、少しずつ父の仕事を私が引き継ぎ、金融機関からの事業資金の借り入れ、土地の仕入れなどの事業を手配し、また賃貸管理業務の向上や従業員の仕事の環境整備に至るまで多岐に渡っています。更には様々な社会の変化に応じて、先の五年、十年後を予測し中長期的な事業計画を策定しながら、同時に来年以降の短期的な計画も進めていかなくてはなりません。私は社内で建築全般を担当していますが、それ以外にもやらなくてはならない仕事が増えるのですから、通常の営業業務など兼務することは難しく最初は頭から白い煙が出そうなほどでした。このようにパニック状態ですから、今までのように気を使うような状態ではなく、ずいぶん態度も横柄な事も多々あったように思います。あるとき、「ずいぶん偉そうに見えるね。」と友人に言われたことがあり、全く気にかけていなかった自分にはその一言が大変衝撃的でした。

「忙しい」の一言ですべてを片付ければ簡単ですが、重要な仕事をするようになりいつの間にか自信からではなく、余裕のない自分からそのような空気を周りに振りまいていたのでしょう。事業を継承するという事は、「出来てあたり前、出来なければ器量が無い。」と言う事を常に心に持っていなければ出来ない立場であり、一代で事業を築いた父の影にいつも追いかけられるのです。また、古くからいる従業員との関係もどの様に構築して行くかは事業継承者の腕次第、考え方次第で大きな課題となってきます。様々な壁を乗り越えながら、たどり着くとまた壁がある。その繰り返しをしながら少しは成長しているのかななどと自問自答を繰り返す毎日です。

3、今からの自分

「実り得て、頭を垂れる稲穂かな」これは現社長である父がよく言う言葉で、大きくなればなる程、謙虚になりなさい、素直になりなさい。という意味です。

初めて自分の話をしますが、表の顔は温厚だとかおだやかで通っていることが多いのですが、本当の性格は頑固で意地っ張りです。自分の主張は押し通し、論破することに喜びを感じ、相手の話は聞き入れない。頼られると嫌と言えず、結構見栄っ張りなどと書いていくと、相当ひどい性格のように思えてきます。ただ、そんな自分でもこれだけは譲れないことが、「人を裏切らない、悪口を言わない。」ということです。

先の父の言葉を心におき、地元で信頼される企業になること、お客さまが安心して頼れる企業をめざしていくことがこれからの自分にとって重要な仕事であると確信しています。時々親子で喧嘩もしながら、たぶんアプローチの方法も違うかもしれません、けれど目指している方向が同じであればそれも生きてくると思いますし、二代目として事業継承をする者としての成長を期待する気持ちとして受け取らなくてはと思います。

「矜持」とはキョウジ、キンジと読み、自信や誇りを持ち、堂々と振舞うこと。

企業人として一生を通じて勉強させていただき、地域社会に貢献し、お客さまを第一とし、信用される人、企業となることへの努力を惜しまず、この仕事に打ち込み、わが社をこの多摩で一番の企業に育て行く事。これが私の二代目としての矜持であり、受け継いだ財産であると思っています。

平成二十四年十月吉日

株式会社　塩月産業

取締役専務　塩月　哲朗

東村山法人会セミナーのご案内

参加費無料!!

税務教室 消費税申告書作成講座～原則課税～	11月27日(火)	15時～16時
決算期法人説明会	11月13日(火)	13時30分～16時
新設法人説明会	11月16日(金)	13時30分～16時
法人税申告書等の書き方講座(全５回)※有料	11月12日(月)開講	13時30分～16時
会社経営に潜む問題解決セミナー	12月６日(木)	14時～16時

※法人税申告書等の書き方講座(有料)の申込締切は11月５日(月)です。

どなたでもご参加お待ちしています！
参加ご希望の方は東村山法人会へお電話下さい。

☎ 042-394-7654

市民・産業まつりで税と法人会を知ってもらおう

▲ 昨年西東京市

東村山法人会の社会貢献事業として、今年も東村山・小平・西東京・東久留米・清瀬の各市で開催される市民まつり、産業まつりに法人会ブースを出展します。

一般市民の皆様に税について少しでも知ってもらうように働きかけるとともに法人会のＰＲを行ないます。税金クイズに答えて頂いた方に鉢花等をプレゼントしますので是非お寄り下さい。

10月21日(日)	清瀬市	清瀬駅北口けやき通り
11月10日(土) 11日(日)	東村山市	いきいきプラザ南側広場
	小平市	小平市福祉会館前市民広場周辺 ※小平市ブース出展は10日(土)のみ
	西東京市	西東京いこいの森公園
	東久留米市	東久留米駅西口

平成24年度第２回厚生連絡協議会開催

▲ 小川会長のご挨拶

９月２０日(木)１６時より法人会館において法人会の本部役員、厚生委員、組織委員の皆さんと受託保険会社の支社長を始めとする幹部並びに推進員の皆さんが一堂に会し平成２４年度第２回厚生連絡協議会が開催されました。

最初に、法人会を代表して小川会長と今井厚生委員長が、次いで受託会社を代表して大同生命保険㈱の石川多摩支社長が挨拶されました。引き続き大同生命、ＡＩＵ、アフラックの順で各社の説明が行われました。第１回に引き続きＤＶＤを活用した大変理解し易い説明でした。

協議会後には意見交換会が開かれ法人会、受託会社相互の情報交換並びに意思の疎通を深めました。

ブロック等活動状況

ボウリング大会報告
東村山第３支部

「ボウリング大会」開催！

８月22日、久米川ボウルにて第22回東村山ブロック第三支部ボウリング大会を、平塚支部長と奥様、例年お越しいただいている袖野勝子さまより始球式を合図に65名の参加者で賑々しく開催しました。「多くの景品を用意しています。頑張ってください。」の合言葉で、暑い夏を吹き飛ばす勢いで、試合が始まり、一喜一憂ドラマが繰り広げられました。　男子・女子の部で、ハイスコア一優勝は、仲良く、木下夫婦で決まりました。

また、恒例の抽選会を行い、次回また会うことを約束して閉会となりました。

記　広報委員長　中條基成

ボウリング大会報告
東村山第６支部

盛夏でもストライク

平成24年7月28日（土）18時30分より東村山第6支部ボウリング大会が久米川ボウルに於いて開催されました。

参加者は32名と若干少ないものの暑さに負けず皆様快調にストライクを決めていました。終了後は恒例の参加賞授与。まとまりのある和やかな会となりました。

はいチーズ！

会員増強決起大会報告
東久留米ブロック

会員増強説明中

決起大会を行なう

平成24年８月７日(火)午後６時から東久留米市商工会館３階において法人会の会員増強決起大会が行われ各支部の支部長が所信を述べた。

冒頭、野島貞夫氏の司会の下、大屋副ブロック長が開会の辞「大変多忙な時期に集まり感謝します」と謝辞を述べた。中島ブロック長は「会全体の計画と方針」と現況について語った。現在、東久留米において法人会員は109名減少(過去６年間)の傾向にある。今後、名簿に載っている中で倒産、廃業の分母を減らす。退会防止に努める。「会員メリット向上」に心掛けていく等の基本方針が示された。各支部別にみると会員増強不足は第３支部が８社とダントツ。（中島昭美ブロック長）　その他の支部は２～３社の増強を求められている。

中島ブロック長の方針演説の後、事務局の笹井氏

が理事役員の意欲の向上、新設法人の加入促進、退会防止、不稼働、休眠法人の把握などについて要点の説明が行われた。第２部は会員相互の親睦と交流を深める交流会が行われた。第２支部前支部長の曽我部氏の挨拶でおひらきとなった。会員が協力して「野俣屋」の仕出しの配膳と後片付けを手伝った。野島支部長の総合司会で当日の会はスムーズに進行して盛大な盛り上がりであった。

記　広報委員　正岡武幸

ブロック研修会
東久留米ブロック

須賀川法人会による講演

東日本大震災に学ぶ旅

９月２日(日)～３日(月)、平成24年度の東久留米ブロック一泊研修会が福島県において東日本大震災被災地研修をメインに行われました。

１日目は、常磐道で福島県に入り、まずいわき市の海岸地区で津波の爪痕を見て回りました。その後、内陸部の須賀川市に移動、宿泊場所の母畑温泉八幡屋旅館において須賀川法人会の佐川副会長、吉田副会長、大野事務局長から須賀川市の被害状況、各種補助・保障制度の活用状況、復旧・復興の状況について発災直後の生々しい写真を見ながら具体的な説明を聞くことができました。参加者一同改めて被害の大きさを知るとともに、ＢＣＰへの認識を深めることができました。その後、須賀川法人会の皆様を交えて交流会を開き会員相互そして須賀川法人会との懇親を深めました。

２日目はアサヒビール福島工場を見学、出来立てのビールに舌鼓を打った後帰路につきました。

豊富中学校跡

アサヒビール福島工場

支部合同研修会
東久留米第４・５支部

富永先生の勉強会

今年も恒例になりました合同研修会を、法人会事務局の紹介で８月９日(木)夕方６時から三井住友海上火災保険(株)の富永先生をお招きして「資金調達力向上、与信管理対策セミナー」のテーマで勉強会を行ないました。

内容は銀行の融資担当者の目から見た実質の決算書の見方等の講演で、約１時間位にまとめて頂いたので、少し時間が足りない感じを受けました。参加者は第４・５支部で29社の出席を得てその後、暑気払いをして会員同志の親睦を深め、有意義なひと時を過ごしました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

記　東久留米第４支部長　島崎修一

源泉所得の実務について学ぶ
源泉部会

参加部会員の皆様

源泉部会の第２回研修会が９月12日(水)、東村山法人会館にて開催されました。

今回は、講師として東村山税務署源泉審理担当大口上席をお招きし、「源泉所得税の実務(事例研究会)」と題して、源泉所得全般について、約２時間にわたり説明が行われました。

事例を使った説明で分かりやすく、たいへん有益な内容でした。

ポケット付きベンチ看板を設置しました

平成24年４月から西武新宿線東村山駅ホーム、９月から西武新宿線花小金井駅ホームにポケット付きベンチ看板を開始しました。

法人会の活動をもっと地域の方に知ってもらおう、という試みでポケットには会報誌や行事のお知らせを置いています。皆様も駅ホームに行きましたらどうぞ見て下さい。

▲ 花小金井駅ホーム

事務局だより

1. 口座振替の会員様へ、下期法人会会費の引き落しは11月５日(月)です。口座の残高のご確認をお願い致します。
2. 10月21日(日)に清瀬、11月10日(土)・11日(日)に東村山・小平・西東京・東久留米の市民産業まつりが開催されます。東村山法人会でもブースを出展しますので、ぜひお立ち寄り下さい。
3. ホームページを見て下さい。説明会、セミナー、支部研修会など当会のホームページでご案内しています。是非アクセスして下さい。

事務局　TEL 042-394-7654　FAX 042-392-3820
HP http://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

東村山法人会　検索

1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の法律相談

1. 申し込み方法

(1) ㈳東京法人会連合会 事業課あて電話で申し込んでください。
TEL：03-3357-0771（土･日･祝日を除く午前9時～午後4時）
(2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
(3) 申し込み状況によってはお断りする場合もあります。
(4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を告げてください。
(5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一人の相談は月１回に限らせていただきます。）

3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4. 担当法律事務所

羽野島法律事務所　羽野島裕二弁護士　他３名
港区西新橋１丁目20番３号　虎ノ門法曹ビル501号
TEL：03-3592-0541　FAX：03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所
交通：地下鉄　都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分
東京メトロ　銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分
JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
  （㈳東京法人会連合会が負担します。）
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円（別途消費税）です。
  その場で実費をお支払いください。

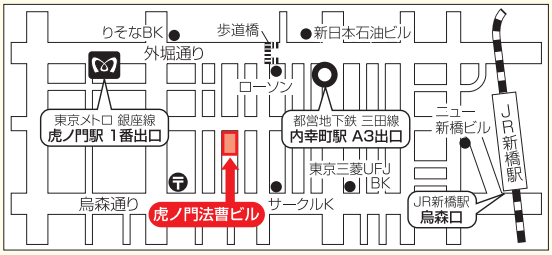

◇お問い合わせ先　㈳東京法人会連合会　TEL：03-3357-0771

法人会行事のご案内

平成24年９月25日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場　所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場　所
11/２(金)		第26回法人会全国青年の集い参加	宮崎県	12/４(火)	11:00	第２回支部会計担当者会議	法人会館
11/６(火)	10:00	第3回源泉部会研修会	法人会館	〃	14:00	第４回総務委員会	〃
11/７(水)	13:30	ｅ－Ｔａｘ講習会	法人会館	12/５(水)	13:30	ｅ－Ｔａｘ講習会	〃
11/10(土)		市民･産業まつり参加	東村山､小平､西東京､東久留米	12/６(木)	14:00	会社経営に潜む問題解決セミナー	〃
11/11(日)		市民･産業まつり参加	東村山､西東京､東久留米	12/７(金)	16:00	第４回組織委員会	〃
11/13(火)	13:30	決算期法人説明会	法人会館	12/10(月)	14:00	個別融資相談会	〃
〃		源泉部会事業所見学会	墨田区、中央区	12/11(火)	16:00	第３回税制委員会	〃
11/14(水)	14:00	個別融資相談会	法人会館	12/13(木)	14:30	第５回正副会長・７委員長会議	〃
11/15(木)	15:30	東村山税務署納税表彰式参加	ルネこだいら	〃	15:30	第４回理事会	〃
11/16(金)	13:30	新設法人説明会	法人会館	12/17(月)	14:00	女性部会臨時役員会	〃
11/20(水)		女性部会交流会	福島県	12/18(火)	17:00	第４回厚生委員会	〃
11/21(水)	13:00	労務・経営相談会	法人会館	12/19(水)	13:00	労務・経営相談会	〃
11/22(木)		グラウンド・ゴルフ大会	向台運動場(西東京市)	未 定		第４回事業研修委員会	
11/27(火)	15:00	第７回税務教室	法人会館	未 定		第５回社会貢献委員会	

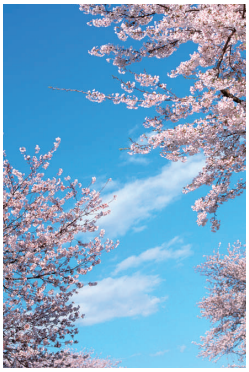

あなたの撮った写真を募集しています

東村山法人会会報(当誌)の表紙を飾る写真を募集しています。地域の話題のスポット、季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景などあなたの心に残る写真を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真を掲載させて頂きます。なお、頂きました写真は本会報紙に掲載する目的以外では使用致しません。

募集規定

2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(ＪＰＧ、ＴＩＦＦ推奨)

応 募 先

東村山法人会事務局　広報担当宛て
〒189-0014　東村山市本町1-23-6
ＴＥＬ：042-394-7654
e-mail：info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

社団法人東村山法人会報[223号]　平成24年10月20日発行

発行：社団法人東村山法人会　編集：社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014　東京都東村山市本町1-23-6　ＴＥＬ：042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作：株式会社ドライブドリームストーリー

禁無断転載